

2. 博士学位の取得について

本研究科における博士号申請資格と審査手順は以下のとおり定められています。

博士号申請資格要件、予備審査会実施条件及び審査手順について

(平成16年10月1日制定)

(令和6年10月 9日 (一部修正))

博士号を取得しようとする者は、所定の在学期間を在学し、修了要件単位を修得又は修得見込みで、研究指導を受け、かつ、本研究科で定める以下の博士号申請資格要件等を満たさなければならない。

○博士号申請資格要件、予備審査会実施条件及び審査手順は、以下のとおりとする。

【博士号申請資格要件】

生命機能研究科の博士号取得の申請を指導教員（教授）が認めたとき。

【予備審査会実施条件】

予備審査を受けるにあたり、筆頭著者論文（共筆頭著者を含む）として国際原著論文を投稿し、査読者から1回はコメントを得ていること。

【審査手順】

審査は、予備審査と本審査の2段階を経る。

所定の手続きを経て予備審査に合格した者は、本審査を受けることができる。

1. 博士号申請について

博士号申請資格要件を満たした者は、学位授与申請書（予備審査用）に博士論文（紙媒体）を添えて、博士号資格審査委員会へ提出する。なお、学位授与申請書（予備審査用）は論文題目届、予備審査員（予備審査の主査・副査候補者）の推薦、論文内容の要旨、並びに指導教員の推薦書から成る。

〈博士号申請の審査等〉

博士号資格審査委員会では、提出された学位授与申請書、博士論文を審査した上で、各予備審査委員を決定する。予備審査委員は、申請者（以下「候補者」という）の専門領域に近い教員であり、予備審査会及び予備審査委員会を開催する。

なお、予備審査委員会は、本研究科の関係教授2名を含む3名以上の審査委員（教授または准教授）で構成する。主査は、本研究科基幹講座の専任教授とする。各審査委員会の判断により、他研究科、他大学研究機関から委員（教授及び准教授に相当）を加えることができる。予備審査委員には指導教員を含めないものとする。

2. 予備審査会について

博士号申請の審査で申請を承認された者は、予備審査を受けることができる。

予備審査会は、候補者と予備審査委員により非公開で行い、候補者の博士論文についての発表と質疑を行う。

開催時期は、本審査会の1週間以上前とする。予備審査会は2回以上開催される可能性を考慮し、会場、日程は、候補者が各予備審査委員と相談して調整する。

予備審査会実施条件となっている「査読者からのコメント」は直接予備審査委員に提出する。

〈予備審査委員会〉

予備審査会の後、予備審査委員会において博士論文等の審査を行う。また、各予備審査委員会の必要に応じて指導教員や関係者に説明や意見を求めること、審査保留として再度の予備審査会、予備審査委員会を行うことができる。

予備審査委員会では、候補者の博士論文と研究能力を審査する。また、合否判定には候補者が第1著者となる学術論文についても十分に考慮する。

3. 本審査会について

予備審査に合格した者は、本審査を受けることができる。

本審査会は、公開で行う。本審査会の後、本審査委員会において博士論文等の審査を行う。

本審査を受ける者は、所定の学位授与申請書類（本審査書類）を、大学院係を通じて研究科長あて提出する。

〈本審査委員会〉

本審査委員は、本研究科関係教授3名以上で構成し、本審査を行う。主査は指導教員（教授）がなるものとする。副査は、原則として予備審査委員より選任する。

定例の本審査会は8月あるいは2月に行うが、予備審査合格の日程により、博士号資格審査委員会の定める他の月にも行うことができる。本審査会は、一人あたりの持ち時間を20分（10分発表、10分質疑応答）とする。

4. 博士論文について

大阪大学生命機能研究科においては、博士論文の内容と形式について以下の指針を設ける。

- (1) 博士論文（thesis）は申請者自身によって書かれた一つの独立した論文であり、単著論文である。“We～” “私たちは～”ではなく、“I～” “私は～”と記載すること。
- (2) 博士論文は十分な学術的価値を有するものであり、その内容は高いオリジナリティーを有するものでなければならない。
- (3) 研究の背景や目的、位置づけ、意義や新規性が当該分野以外の研究者にも理解できるように書かれた部分（章）を含むものとする。
- (4) 申請者によって既に発表された論文の内容が含まれていても良いが、一つの統一した論文として書かれるべきである。
- (5) 英語または日本語で書かれるものとする（英語が望ましい）。

- (6) 日本語で博士論文を作成する者は、論文の表紙の後、日本語の要旨の前のページに英文アブストラクトを 200~300 語程度で付けることとする。
- (7) 以上を踏まえて、博士論文は次のような項目から構成されるものとする。
 ① 表紙（タイトル、氏名、修了年月）、② 要旨、③ 目次、④ 本文、⑤ 業績（発表論文や学会発表など。共著の場合は申請者の主たる寄与を明記する。）また、博士論文は A4 版で作成するものとする。

5. その他

- (1) 学位授与申請書類及び博士論文等の必要部数、提出時期等については別途通知する。
- (2) 生命機能研究科に 5 年以上（3 年次編入学の場合は 3 年以上）在学し、必要単位を修得した者は、「単位修得退学」となり、退学後 3 年以内であれば博士学位授与申請をすることができるものとする。

■ 修了時期と対象者について

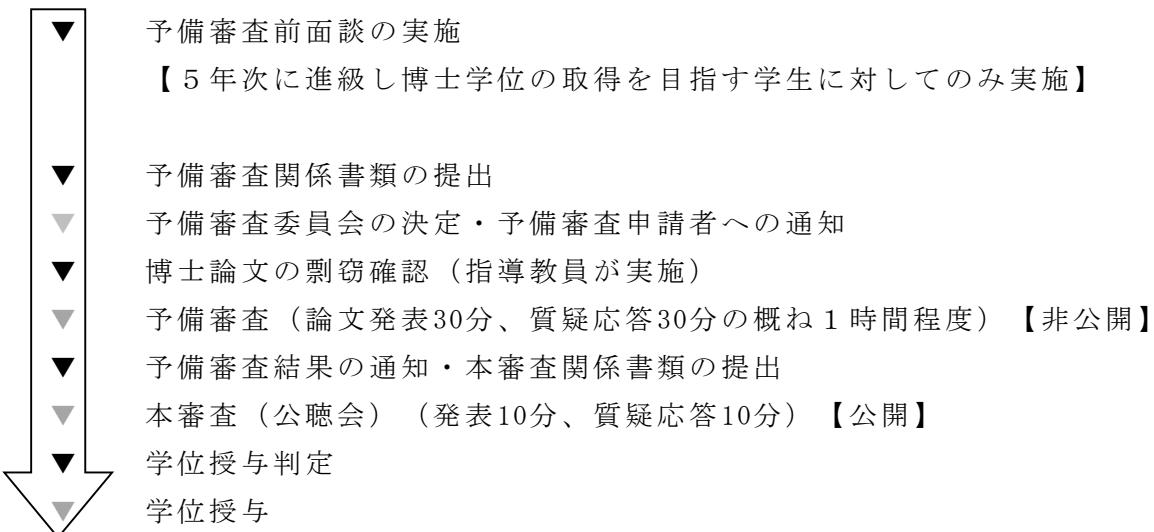
修了時期	申請対象		
	早期修了者	通常修了者	修業年限超過者
6 月期	×	×	○
9 月期	○	○	○
12 月期	×	×	○
3 月期	○	○	○
備考	予備審査前面談の実施が必要となるため、取得予定の 1 年前から大学院係に相談すること。また、予備審査前面談実施後に、資格審査も必要。詳細は対象者に別途通知する「早期修了に係る在学期間短縮申請について」を参照すること。		5 年（3 年次編入学者にあっては 3 年）の修業年限を超えて申請する者。単位修得退学後 3 年以内の者を含む。

スケジュールの詳細は学位取得希望の年度の「博士学位審査日程」を参照すること。

■ 学位審査における審査委員についての留意事項

各審査委員会における“本研究科関係教授”とは、基幹講座、協力講座・連携講座、兼任教員の教授が該当します。

■ 学位審査の流れ



■ 予備審査前面談について

5年次に進級し博士学位の取得を目指す学生に対して、7月（10月入学の場合は12月）に予備審査前面談を行います。それに先立ち、指導教員と相談の上、面談を行う3名の教員候補者（主査1名、副査2名）を選出し大学院係に所定の様式を提出してください。3名のうち2名以上は本研究科関係教授とし、主査は生命機能研究科基幹講座教員から選ぶ必要があります。なお、指導教員及び同じ研究室の教員は面談員になれません。各面談員の判断により、副査の3人目以降の面談員として他研究科、他大学研究機関から委員（教授及び准教授に相当）を加えることができます。

申請内容を博士号資格審査委員会で審議した後、予備審査前面談員を決定します。この3名の教員は後に実施する予備審査会の主査・副査となります。詳細については別途通知します。なお、面談後に提出される「予備審査前面談実施報告書」については、大学院係から学生と指導教員に対して、写しを送付して共有を行います。

■ 提出書類

*提出書類は追加になる場合があるので、必ず掲示・通知で確認してください。

<予備審査前面談申請時>

- (1) 予備審査委員（主査・副査）候補者の推薦について（予備審査前面談）

<予備審査申請時>

- (1) 学位授与申請書（予備審査）（様式1-①）
- (2) 予備審査委員（主査・副査）候補者の推薦について（様式1-②）
- (3) 論文目録（様式2）
- (4) 論文内容の要旨（様式3）
- (5) 履歴書（様式4）
- (6) 指導教員の予備審査推薦理由書
- (7) 研究実績（業績）調書
- (8) 共著者承諾書（主論文の第一著者が2名以上の場合のみ）

- (9) 英文ranscriptの氏名について（外国籍で、交付を希望する者のみ）
- (10) 博士論文（暫定版）1部
- (11) 博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）確認書（様式10）
- (12) チェックリスト
- (13) 翻訳確認の結果
- (14) 誓約書

<予備審査終了後>

- (1) 博士学位論文予備審査結果報告書
- (2) 論文審査の結果の要旨及び担当者
- (3) 本審査に係る主査・副査候補者の推薦について

<本審査終了後> ※詳細は申請者に対し大学院係より通知

- (1) 博士学位論文審査結果報告書
- (2) 論文審査の結果の要旨及び担当者
- (3) 学位論文（電子データ（PDF））

【留意事項】※詳細は大学院係へお問い合わせください。

博士論文（全文）のインターネット公表を「保留」とした場合で、その後、出版刊行、学術誌等への掲載後、出版社等の著作権ポリシーを学位被授与者が確認した場合及び特許出願内容の公開後は、速やかに、その報告を「博士論文のインターネット公表（大学機関リポジトリ掲載）保留事由に係る報告書（様式11）」により大学院係へ提出してください。